

訪問看護 料金表

1 訪問看護の介護報酬に係る費用

	地域区分	地域単価	令和8年8月1日現在			
	2級地	11.12	円			
訪問看護費（1回につき）	単位数	負担額 (10割)	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)	
指定訪問看護ステーションの場合						24時間体制、 週1回以上
（1）所要時間20分未満の場合	314	3,491	350	699	1,048	
（2）所要時間30分未満の場合	471	5,237	524	1,048	1,572	
（3）所要時間30分以上1時間未満の場合	823	9,151	916	1,831	2,746	
（4）所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,128	12,543	1,255	2,509	3,763	
（5）理学療法士等による訪問の場合	294	3,269	327	654	981	1回につき
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合（90％）	265	2,946	295	590	884	1回につき
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	2,961	32,926	3,293	6,586	9,878	1月につき
複数名訪問加算（Ⅰ）						1回につき
所要時間30分未満の場合（複数看護師等）	254	2,824	283	565	848	
所要時間30分以上の場合（複数看護師等）	402	4,470	447	894	1,341	
長時間訪問看護加算	300	3,336	334	668	1,001	1回につき1時間30分以上
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）						1月につき
訪問看護ステーション	600	6,672	668	1,335	2,002	
遠隔死亡診断補助加算	150	1,668	167	334	501	死亡月につき
特別管理加算（Ⅰ）	500	5,560	556	1,112	1,668	1月につき
特別管理加算（Ⅱ）	250	2,780	278	556	834	1月につき
ターミナルケア加算	2,500	27,800	2,780	5,560	8,340	死亡月につき
初回加算（Ⅰ）	350	3,892	390	779	1,168	1月につき
初回加算（Ⅱ）	300	3,336	334	668	1,001	1月につき
看護体制強化加算	100	1,112	112	223	334	1月につき
退院時共同指導加算	600	6,672	668	1,335	2,002	1回(特別な管理を必要とする利用者は2回)に限り
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	67	7	14	20	1回につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3	33	4	7	10	1回につき

准看護師による訪問看護を行った場合	所定単位数×90/100
早朝・夜間、深夜の訪問看護の場合	
（1）夜間（午後6時～午後10時）・早朝（午前6時～午前8時）	所定単位数×25/100を加算
（2）深夜（午後10時～午前6時）	所定単位数×50/100を加算
同一敷地内建物等に居住する利用者の場合	
（1）事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合	所定単位数×90/100
（2）同一の建物に20人以上利用者が居住する場合	所定単位数×90/100
（3）事業所と同一敷地内建物等に50人以上利用者が居住する場合	所定単位数×85/100

介護職員等処遇改善加算	(介護報酬総単位数 ^{※1} ×1.8％) ^{※2} ×地域単価	1月につき
-------------	--	-------

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員処遇改善加算等の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

※利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法

単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）
〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 その他の費用

住居以外での訪問看護や訪問上限回数以上の訪問等の保険給付対象外のサービス	30分未満	4,500円
	60分未満	6,500円
	90分未満	13,000円
エンゼルケア	亡くなられた後の処置（処置材料代含む）	20,000円
交通費	公共交通機関を使用する場合	実費
	※2km未満は無料 ※当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料	自動車を使用する場合通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費1kmあたり 30円
キャンセル料	ご利用の前日の17時までにご連絡いただいた場合	0円
	上記時間以降	利用料の自己負担相当額